

# Chapter 1 基本情報の入力

## 1. 入力シートの作成方法

基本情報を入力する「様式 A 基本情報入力シート」の概要を図 1-1-1 に示す。

様式A 基本情報入力シート

① シート作成月日	2017/4/3			
② 入力責任者				
③ 建物名称*	サンプル			
④ 建築物所在地	都道府県		市区町村	
⑤ 省エネルギー基準地域区分*	6地域			
⑥ 年間日射地域区分***	A3区分			
⑦ 延べ面積 [㎡]	10000			
⑧ 建築基準法施行規則別記様式に定める用途	記号	08470		
	用途の区分	事務所		
⑨ モデル建物法で適用する建物モデルの種類*	建物用途	事務所モデル		
	室用途（集会所等の場合のみ）			
⑩ 計算対象部分の床面積 [㎡]*	10000			
⑪ 計算対象部分の空調対象床面積 [㎡]**	7000			
⑫ 計算対象部分の階数*	地上	7	地下	0
⑬ 計算対象部分の階高の合計 [m]**	30			
⑭ 計算対象部分の外周長さ [m]**	150			
⑮ 計算対象部分の非空調コア部**	方位	東	長さ [m]	20

\* はモデル建物法による評価のために必ず入力が必要となる項目  
 \*\* は外皮 (PAL\*) 及び空調設備を評価する際に入力が必要となる項目  
 \*\*\* は太陽光発電を評価する際のみ必須となる項目

図 1-1-1 基本情報入力シート

①シート作成月日、②入力責任者、

- これらは計算結果に影響を与える項目ではないが、審査を円滑に進めるために必要な情報である。

③ 建物名称、④建物所在地

- 確認申請時の建物名称やプロジェクト名称を文字列（例えば「〇×ビル新築工事」）で入力する。
- 1つの建築物を用途毎に分けて評価をする場合は、例えば「〇×ビル新築工事（事務所部分）」など、入力した建築物用途が分かるように名称を付ける。

⑤ 地域区分

- 評価対象建築物の所在地から該当する省エネルギー基準地域区分を選択して入力する。
- 省エネルギー基準の告示（平成28年国土交通省告示265号）にて、市区町村毎にどの地域区分に属するかが定義されている（別表第10）。

⑥ 年間日射地域区分

- 太陽光発電設備を評価する場合のみ、年間日射地域区分を調べて入力する。
- 年間日射地域区分の詳細は、国立研究開発法人建築研究所ホームページ（<http://www.kenken.go.jp/becc/index.html>）で公開されている「年間日射地域区分および暖房期日射地域区分（ZIP 約26KB）」に記されている。表1-1-1に年間日射地域区分の例（抜粋）を示す。モデル建物法で用いるのは右から2列目の「年間日射地域区分」である（右端の「暖房期日射地域区分」はモデル建物法では使用しない）。

⑦ 延べ面積

- 確認申請時の情報を入力する。
- 小数点以下第3位を切り捨てし、小数点以下第2位までの数値を入力することを基本とする（各行政庁等における建築基準法上の床面積の取扱いに揃えることを基本とする）。

⑧ 建築基準法施行規則別途様式に定める用途

- 「建築基準法施行規則 別記様式 に定める用途を示す記号」（建築物用途区分コード番号）、と「建築基準法施行規則 別記様式に定める建築物又は建築物の部分の用途の区分」（建築物用途分類名称）を入力する。
- 用途分類は建築基準法の規定どおりにされている必要があり、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認申請の申請書第四面と整合するように作成する必要がある。

⑨ モデル建物法で適用する建物モデルの種類

- 該当するモデル建物を選択する。
- モデル建物は、表0-3-1に従い、建築基準法施行規則別途様式に定める用途から定めることを基本とする。

- 「建築基準法施行規則別紙で記載のある用途」が「08990 その他」である場合は、所管行政庁等と協議の上、当該建築物の主たる室の用途や使われ方（使用時間や発熱量等の想定）等を勘案して、適切なモデル建物を選択することとする。
- 評価対象建築物の中に複数の用途が混在する場合は、建物を用途毎に分割して入力し、「複数用途集計」機能を用いて建物全体の評価結果を得る必要がある。

表 1-1-1 年間日射地域区分（抜粋）

都道府県名	市町村名	告示別表第4で定める地域 の区分 (本列で定める地域と告示別表第4で定める地域が異なる場合は告示別表第4で定める地域を優先します)	年間 日射地域区分	暖房期 日射地域区分
北海道	札幌市	2地域	A2区分	H2区分
北海道	函館市(旧函館市)	3地域	A2区分	H3区分
北海道	小樽市	2地域	A3区分	H2区分
北海道	旭川市	1地域	A2区分	H2区分
北海道	室蘭市	2地域	A3区分	H2区分
東京都	清瀬市	5地域	A3区分	H1区分
東京都	東久留米市	6地域	A3区分	H5区分
東京都	武蔵村山市	5地域	A3区分	H2区分
東京都	多摩市	6地域	A3区分	H4区分
東京都	稲城市	6地域	A3区分	H4区分
東京都	羽村市	5地域	A3区分	H2区分
東京都	あきる野市	5地域	A3区分	H3区分
東京都	西東京市	6地域	A3区分	H4区分
東京都	瑞穂町	5地域	A3区分	H2区分
東京都	日の出町	5地域	A3区分	H3区分
東京都	松原村	5地域	A3区分	H3区分
東京都	奥多摩町	4地域	A3区分	H2区分
東京都	大島町	7地域	A3区分	H5区分
東京都	利島村	7地域	A4区分	H5区分
東京都	新島村	7地域	A4区分	H1区分
東京都	神津島村	7地域	A4区分	H1区分
東京都	三宅村	7地域	A3区分	H1区分
東京都	御蔵島村	7地域	A3区分	H1区分
東京都	八丈町	7地域	A3区分	H1区分
東京都	青ヶ島村	7地域	A1区分	H1区分
東京都	小笠原村	7地域	A2区分	H1区分
神奈川県	横浜市	6地域	A3区分	H3区分
神奈川県	川崎市	6地域	A3区分	H2区分
神奈川県	横浜賀市	6地域	A4区分	H3区分

⑩ 計算対象部分の床面積

- 計算対象部分（⑧で選択した用途の合計床面積）の合計床面積（地下階、塔屋階を含む）を入力する。単位は m<sup>2</sup>。
- 入力対象設備の有無に係わらず、当該用途に属する室の合計床面積を入力する。ただし、建築物省エネ法において評価の対象とならない室（物品等を生産するための室、防災、安全、防犯、避難及びその他特殊な用途のための室等）の床面積は算入する必要はない。
- 吹き抜け部分等について、仮想床を設定して面積に算入する必要はない。
- 床面積は壁芯で長さを測り算出することを基本とする（建築確認申請上の求積表の面積との整合性を強く求めるものではない。面積拾い作業上の壁芯指定の差により生じた求積表の面積との相違は問わないものとする）。
- 小数点以下第 3 位を切り捨てし、小数点以下第 2 位までの数値を入力することを基本とする（各行政庁等における建築基準法上の床面積の取扱いに揃えることを基本とする）。

⑪ 計算対象部分の空調対象床面積

- 空調対象室の床面積の合計を記入する。
- 小数点以下第 3 位を切り捨てし、小数点以下第 2 位までの数値を入力することを基本とする（各行政庁等における建築基準法上の床面積の取扱いに揃えることを基本とする）。
- この値は、空気調和設備の評価における「床面積あたりの熱源容量」を算出する際に使用する。

（ ⑫～⑮ の入力方法については、Chapter 2 を参照 ）